

令和 3 年度食品安全委員会が自ら行う  
食品健康影響評価の案件候補について（案）

## I 募集の経過

令和 3 年度における「自ら評価」について、食品安全モニター、ホームページによる外部募集、地方公共団体の食品安全担当職員、専門委員等を通じて募集した結果、寄せられた案件は 6 件であった。

## II 案件候補の整理

提案のあった 6 件について、案件候補を絞り込むために表形式で整理した（資料 3 - 4）。

ハザード（危害要因）の分野別の内訳

区 分	件 数
化学物質・汚染物質	3 件
器具・容器包装	1 件
その他	2 件
計	6 件

（参考）提案者の属性：

- ① 食品安全モニター：2 件
- ② 外部募集：3 件
- ③ 専門委員：1 件

### Ⅲ 検討に際しての考え方

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の趣旨を踏まえると、以下に該当するものについては、今回の「自ら評価」の対象ではないと考えられる。

- ① 「国民の健康への影響に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高い」に該当しない
- ② 「国民の評価ニーズ」が高いとは認められない
- ③ 「科学的知見の充足状況」が十分でない
- ④ 「健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高い」又は「健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高い」のいずれの要件にも当てはまらない
- ⑤ 現在評価中又は評価済みである
- ⑥ 食品の問題ではない
- ⑦ リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）